

中小企業の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対する中小企業セーフティネット資金の適用について

県では、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業の皆様に金融支援を行うため、県融資制度「中小企業セーフティネット資金」の融資対象4（災害等被害対応貸付）、融資対象5（セーフティネット保証4号のみ）、融資対象6（危機関連保証）の取扱いを下記のとおり行います。

記

1 融資対象者

事業歴が3ヶ月以上で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、協同組合等

2 融資対象となる地域

沖縄県内の全市町村

3 資金使途

災害等被害対応に係る事業資金

4 融資限度額

運転・設備併せて3,000万円（融資対象4は一般保証枠適用、融資対象5、6は一般保証枠と別枠の保証枠を適用）

5 融資期間

運転7年（据置1年）、設備10年（据置1年）

6 融資利率

融資対象4：0.90%、融資対象5、6：0.80%

7 保証料率

0%（保証料については県が全額負担致します）

8 金融機関への融資申込期間

令和2年2月3日から（設備資金は令和2年3月18日から）

9 融資申込みの方法

(1) 融資対象4

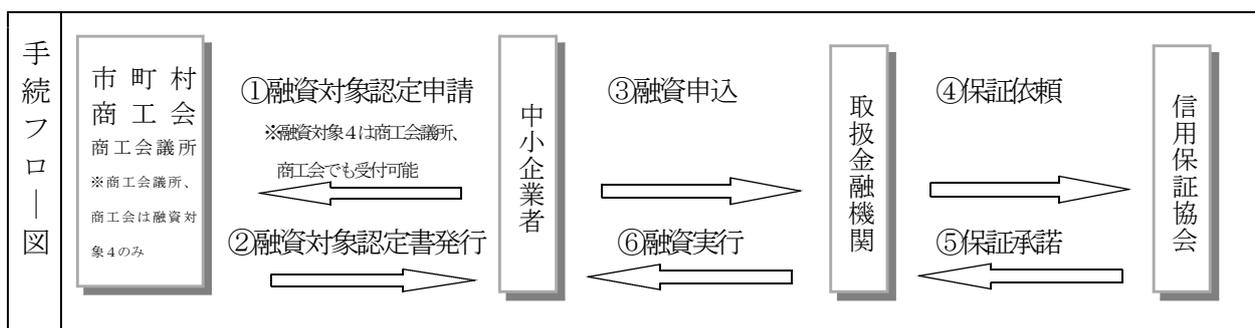
市町村長若しくは商工会議所会頭（商工会会長）から融資対象認定書を取得後、当該認定書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

(2) 融資対象5、6

市町村長から認定書を取得後、当該認定書を県融資制度の必要書類に添付し、直接取扱金融機関に融資を申し込む。

10 取扱金融機関

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫
沖縄県農業協同組合、みずほ銀行、鹿児島銀行



【問合せ先】

沖縄県商工労働部中小企業支援課（金融班）

電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661

※最寄りの市町村商工担当課、商工会若しくは商工会議所でも相談可能です。

※商工会、商工会議所に会員加入していなくても相談可能です。